

東京都地下高速鉄道整備事業費補助交付要綱

17都市基調第31号

平成17年4月1日

(改正 平成27年12月1日 27都市基調第760号)

(改正 令和4年4月1日 3都市基調第872号)

(目的)

第1条 この要綱は、東京都が東京都交通局及び東京地下鉄株式会社に交付する地下高速鉄道整備事業費補助の補助対象、補助率その他必要な事項を定めることを目的とする。

(補助対象)

第2条 補助対象は、東京都交通局の地下高速鉄道整備事業費（新線建設並びに営業開始後の耐震補強、浸水対策及び大規模改良を目的とした事業）及び東京地下鉄株式会社の地下高速鉄道整備事業費（有楽町線（豊洲～住吉）及び南北線（品川～白金高輪）の建設、浸水対策並びに大規模改良を目的とした事業）とする。

2 前項に規定する大規模改良とは輸送力増強を目的とする大規模改良工事及び駅施設の大規模改良工事とする。なお、この大規模改良には鉄道施設の空間利用を高度化するための基盤施設としての構造とするための大規模改良を含むものとする。

(補助対象整備事業費の額)

第3条 前条第1項及び第2項に定める事業に対しては、地下高速鉄道事業者が許可又は特許取得後において、各々の事業年度（4月1日から翌年3月31日までの期間をいう。以下「事業年度」という。）において支出した費用の合計額から、総係費、車両費及び建設仮勘定利子に相当する額を控除して得た額に102%を乗じた額の80%を乗じて算出した額を補助対象整備事業費とする。

なお、大規模改良を目的とした事業（駅施設の大規模改良工事を除く。）については、更に50%を乗じた額とする。

2 東京都大江戸線（新宿～都庁前）の補助対象事業費の額は、東京都交通局が東京都地下鉄建設株式会社から地下高速鉄道事業を目的として譲受した鉄道施設等の譲渡価格から東京都による無利子貸付相当額を控除した額に対して、東京都交通局が各々の事業年度において支出した額に102%を乗じた額の80%を乗じて算出した額を補助対象整備事業費とする。

ただし、東京都大江戸線（新宿～都庁前）の運輸開始の翌年度以降に鉄道施設等の譲受を行う場合は、鉄道施設等の譲渡価格から総経費及び建設仮勘定利子に相当する額を控除して得た額に102%を乗じた額の80%を乗じて算出した額を補助対象整備事業費とする。

(補助金)

第4条 第2条に定める補助対象整備事業に係る補助金については、補助率は100分の35以内で、予算の範囲内とする。

- 2 第2条第1項に定める有楽町線（豊洲～住吉）の建設に係る補助金については、交通政策審議会答申第371号を踏まえ、既存路線の混雑緩和に資する路線等であることに鑑み、前項の補助金に加えて、東京地下鉄株式会社が各々の事業年度において支出した費用の合計額から、総係費、車両費及び建設仮勘定利子に相当する額を控除して得た額に20%を乗じた額を上限とし、予算の範囲内とする。
- 3 前2項に定める補助金は、建設した事業年度に交付するものとする。

（交付申請）

第5条 補助金の交付を受けようとするときは、次に掲げる書類を添えて別記第1号様式による地下高速鉄道整備事業費補助交付申請書を速やかに提出しなければならない。

- （1） 補助対象の路線に係る地下高速鉄道事業利益額計算書（別記第3号様式）
- （2） 補助対象の路線に係る地下高速鉄道整備事業費見込表（別記第4号様式）

（交付決定等及び通知）

第6条 補助金の交付の決定をしたときは、速やかに、東京都交通局に対しては別記第5号様式により、東京地下鉄株式会社に対しては別記第5号様式の3により、その交付決定その他必要な事項を通知することとする。

（交付の請求）

第7条 東京都交通局及び東京地下鉄株式会社は、補助金について確定払を受けようとするときは、別記第6号様式による請求書を提出しなければならない。

- 2 東京都交通局及び東京地下鉄株式会社が、補助金について概算払を受けようとするときは、別記第6号様式の2による概算払請求書を提出しなければならない。

（補助金の交付）

第8条 補助金は、前条の請求書に基づき、速やかに交付するものとする。

（交付決定の変更の申請）

第9条 補助金の交付の決定を受けた東京都交通局及び東京地下鉄株式会社は、交付決定の変更を受けようとするときは、別記第7号様式による地下高速鉄道整備事業費補助交付決定変更申請書を提出しなければならない。

（交付決定の変更及び通知）

第10条 補助金の交付の決定の変更をしたときは、速やかに東京都交通局及び東京地下鉄株式会社に対して別記第8号様式により通知するものとする。

（状況報告）

第11条 各四半期の補助対象事業の執行状況について、東京都交通局は別記第9号様式による状況報告書を、東京地下鉄株式会社は別記第9号様式の2による状況報告書を各四半期終了後10日以内又は補助金の交付の決定に係る会計年度が終了する日のうちいずれか早い日までに提出しなければならない。

- 2 また、前項の規定にかかわらず、東京都の要求があった場合は、速やかに状況報告書を提出しなければならない。

(実績報告)

第12条 東京都交通局及び東京地下鉄株式会社は、地下高速鉄道整備事業費に対する補助金の交付決定に係る別記第10号様式による地下高速鉄道整備事業費実績報告書を当該補助金の交付対象事業の完了後1月を経過した日又は補助金の交付の決定に係る会計年度が終了する日のうちいずれか早い日までに提出しなければならない。

(補助金の額の確定及び通知)

第13条 前条の実績報告に基づき補助対象整備事業費について補助金の額の確定をしたときは、東京都交通局及び東京地下鉄株式会社に対して別記第11号様式による地下高速鉄道整備事業費補助の額の確定通知書により通知するものとする。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、東京都補助金等交付規則（昭和37年東京都規則第141号）の定めるところによる。

附 則

- 1 この要綱は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 東京都交通局の平成2年度以前に補助対象路線に選定された6号線（三田線）、10号線（新宿線）及び12号線（大江戸線放射部）の補助対象整備事業費の額は、第3条の規定にかかわらず、各々の事業年度（10号線及び12号線については平成9年度まで、6号線については平成12年度まで。）において支出した費用の合計額から、総係費に相当する額を控除して得た額に80%を乗じて算出した額とし、補助金は建設した事業年度から10年間に分割し下記の補助率により交付する。

補助	補助	補助	補助	補助	補助	補助	補助	補助	補助
第1年度	第2年度	第3年度	第4年度	第5年度	第6年度	第7年度	第8年度	第9年度	第10年度
1%	2%	3%	4%	4%	5%	5%	4%	4%	3%

- 3 第2条に規定する補助対象については、平成10年度及び平成11年度において東京都交通局が東京都地下鉄建設株式会社から譲受した東京都大江戸線（新宿～都庁前）の鉄道施設も補助対象とし、第3条に規定する補助対象事業費の額については、当該施設の譲渡額に102%を乗じた額の80%を乗じて算出した額とする。

この件に関する第4条に規定する補助金については、平成10年度に譲受した鉄道施設については平成16年度から5年間に分割して交付することとし、その補助率は以下のとおりとする。

補助	補助	補助	補助	補助
第1年度	第2年度	第3年度	第4年度	第5年度
7%	7%	7%	7%	7%

また、平成11年度に譲受した鉄道施設については譲受した年度に一括して交付することとする。

ただし、平成11年度に譲受した鉄道施設のうち、平成12年4月20日に開業した新宿～国立競技場前に係る施設については、平成17年度から5年間に分割して交付することとし、その補助率は平成10年度に譲受した鉄道施設と同様とする。

4 前項に規定するもの以外の東京都大江戸線（新宿～都庁前）の鉄道施設等の譲渡価格に対する補助金の支出は、平成12年度から13年間で行うものとする。

5 附則第2項に規定する補助金については、平成9年度以降に交付された補助金に係る特定収入仮払消費税の計算に適用される税率を、一律に消費税率の改定及び地方消費税の創設後の消費税率（5%）とすることとされたため、従前の税率（3%）からの増額部分（2%）を含めるものとする。

6 附則第2項に規定する補助金については、第5条の規定中「別記第1号様式」とあるのは「別記第1号様式の2」と、第5条第2項の規定中「地下高速鉄道整備事業費見込表（別記第4号様式）」とあるのは「地下高速鉄道整備事業費実績表（別記第2号様式）」と読み替えるものとする。

また、第6条に規定中「交付決定その他必要な事項を」とあるのは「交付を決定し、併せてその額の確定をし、」と「別記第5号様式」とあるのは「別記第5号様式の2」と、さらに「別記第5号の式の3」とあるのは「別記第5号様式の4」と読み替えるものとする。

なお、補助金の交付及び額の確定は、補助対象整備事業に係る当該事業年度の補助金、その他の年度に係る補助金、過年度精算分及び消費税仕入控除制限額に係る差額分に係る補助金を分けて行うことができる。

附 則

この要綱は、平成27年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。